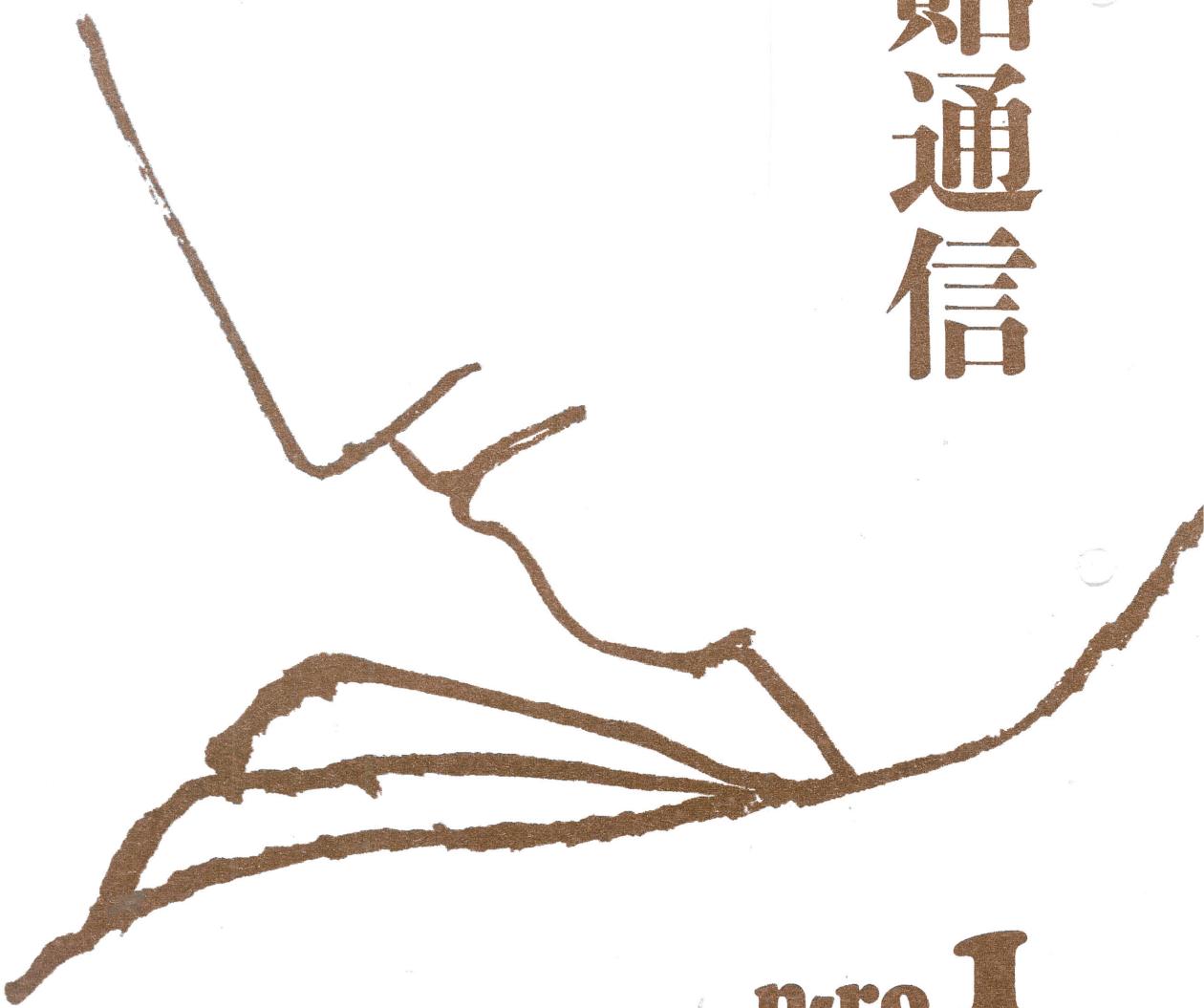


# 泉水国賠通信

n-ro 1



……私の喪中欠礼の件ですが、国賠通信の発行日次第で載せていただいてもよいと思うのですが……私の心情として以下のように思ひます。

ご支援者皆様 いつも変わらぬ温かい励ましと沢山のご支援を戴き誠にありがとうございます。

初めて、私の妻ロウルデス・カニエテ（六三才）今年「二〇一一年」一月十日に病没。喪中欠礼いたしまして、年末年始のご挨拶をご遠慮申し上げたく存じます。併せて日頃の無沙汰ご無礼を心より深謝いたします。  
皆様のご健康と益々のご活躍、祈念申し上げます。

泉水博

# 国を相手にするとは、かなりの難事業のようです 第二回口頭弁論報告

水田ふう

一一月二八日の第二回口頭弁論を前に、被告・國から「第一準備書面」なるもの（厚さ二センチ弱）が送られて來た。それは「岐阜刑務所長による面会不許可処分はいずれも適法」——という法的理由と、原告一人ひとりについての「面会不許可」を言い渡した、それぞれの事情説明が記された書面や、「面会不許可」の理由としては——たとえば、面会記を「救援」ニュースに載せたとか、第三者との面会日等の調整を図つたり伝言したりして《仲介者》の役割を担つたとか、初めての面会のとき「はじめてまして」と発言しているから、これは「継続的な交際を行つてきた知人関係ない」とか、「面会の目的」が「単に『安否』とするにすぎず」というようなアホみたいな理由なんや。なんでそれが「不許可」の理由になるねん。こちとらまるで理解も納得もでけへん。

で、それをこれから争つていくわけやけど

この日は予定していた原告二人の「意見陳述」が認められなかつたし、「準備書面」の中身に踏み込んだ具体的なやりとりはないやろし、次回の日時を決めるだけで、あつちゅう間に終つてしまふんやろな、と思つてた。  
ところが、山下幸夫弁護士からおもむろに日付の訂正印がないけど……といふ細な？問題に終つてしまふんやろな、と思つてた。  
まだんとしつこく、「準備書面」に対する求説明がはじまつた。  
ここに書かれているのは「不許可」処分の個々の事情のら列であつて、その根拠となる、主たる理由、要件がまったく書かれていな……という、安田好弘弁護士の詰め寄りには思わず身を乗り出した。

問い合わせられた被告・國代理人はまともに応えられず、書面を箇条書きに書き直すことは可能だが、この文章を箇条書きにするだけなので——やて。

じわじわと詰め寄る一人は結局、今回は却下されたあと二人の意見陳述も認めさせたのです。民事で「意見陳述」するのはほんまに異例らしいのに、一度までも認めさせたんやから、すごい！  
それにしても裁判官の前回と打つて変わつてのリラックスした態度には驚いた。一回目のときは満員の傍聴人を見て、日本赤軍関係者が押し掛けて来て、（そんな人は一人もいなかつたけど）法廷が荒れるとでも思つてはつたのかな。ところが、全員起立するし、國・被告の消え入るような説明に「聞こえるように話してください」ともつともな声があがつただけで、傍聴人の態度はまことによろしいし、安心しはつたんやろ。なにしろここは「裁判官の心証」が左右する世界なんやから。静かに静かに……  
それでも三〇分くらいの法廷やつたかな。公判のあと、すぐとなりの市民センターに

みんなで移動して、安田弁護士、山下弁護士から、今回の被告・國側の書面や出方について話を聞いた。そこで話を要約して、紹介します。

「もともと面会させたのが間違つていた。だからそれを改めた、というのが今回の書面で特に重要な、主張の中心部分なんです。  
以前は間違つて面会させてしまつた、杜撰な扱いをしていた、というのは——岐阜刑務所は暴力団が多いので、暴力団の間でそれが悪用されてきた。Aという人に面会した者が宅下げされたものを、別のBという受刑者に差し入れたとか、偽名で面会したとか、いろんなことが起きた。それは、相手を審査しなかつたために起きた間違いである。

かつては手紙のやりとりをしているということで面会も認めていた、と。しかし手紙のやりとりと面会はイコールではない。一回会えたからといって、それは、ずっと会えるといふような既得権ではない。  
——おそらく所長が変わつてからだと思いますが、これではいけないので、これからは厳しくやります、つていうことなんですね。『それから、立会人がメモしている面会時のやりとり、今回それをどうと出してきた。

メモからたくさん引用して、つまり「はじめてまして」と挨拶しているということは、手紙のやりとりをしただけで、初めて会つた関係だ、というわけです。  
以前から交際していた人が刑務所に入つた。その人間関係を続けることで、社会に出たあとも人間関係を続けることができる。それが面会であつて、初めて会うということは想定してない。既に交際のあつた友人・知人が会いに来る、というのが面会。だからだめだ、というのですね。  
ほとんど原告全員に対してそういうことで面会はダメだと言つてはいる。一回はさせるけど、そこでダメだとわかつたら一度目以降会わせなくともいい、と。

しかし、手紙のやりとりをしていて親しくなり面会に行く、ということはあり得る。刑務所に入つてから、新しい友だちができるということもある。そういうことはいつさい認めないと論理です。  
手紙のやりとりをして、初めて会いに来た人は認めない、という発想自体がおかしい。それが今回もつとも違和感のあるところです。

『監獄法』（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律）の中には——今回書面で

判に勝とうとしているわけです。』  
——といった、山下さん安田さんの説明を聞いて、改めて刑務所側のなりふりかまわぬ「準備書面」の反撃の姿勢がわかつた。  
さるに驚いた話があつた。

正面の一戻高いひな壇に三人の裁判官が座つていて、その下段に書記と速記の席。そして向つて左側にわれら原告八人と代理人である二人の弁護士が陣取り、その向かい側に被告指定代理人一三人がズラリと座つている。

この人らは、訟務検事というのだそうや。原告の代理人は弁護士やけど、被告の代理人は検事なんやな。ところが、裁判には「判断交流」という制度? があって、裁判官が一定の期間、法務省の訟務局に移籍になつて、そこから国側の代理人として出向してくるんや。そしてまた、どつかの裁判所にもどる。そやから、安田さんがある裁判で争つていたときの検事が、別の裁判でこんどは裁判官として正面に座つて――なんて事態はめずらしくないといふや。敵さんが実は裁判官だつたなんてねえ。むかしからそららしい。これじやあ三権分立どころか、國と裁判所

は一体そのものや。国賠裁判で勝訴したといふ話がほとんど聞こえてこないのはこれやつたんや。

でも、今回の口頭弁論調書に記載されている指定代理人を『全裁判官経歴総覧』で山下さんが調べてみると、全員、裁判官ではなかつたようや。おそらく、検察官が訟務検事として出向してくるやろうのこと。しかしいずれにしても、行政訴訟というのではなくかに難しいことや。

そして問題は「裁量權」。

辞書には「裁量——自分の考え方で任意にさばいて処置すること」と書いてある。字義どおりなら、一岐阜刑務所長の心ままに随意になんでもできる権限ということか?

『向うはもう限りなく、なんでもできると考えていると思うんです。

でも、裁量には限度があります。こちらは裁量權の濫用とか逸脱と言つていますが、その限界はどこなのか、ということです。

実はこの種の裁判は、これが初めてに近い。法律が変わつたあとでの裁判は初めてない。法律が変わつたあとでの裁判は初めてなので、まだ裁判例もないわけです。

そういう意味では、もし負けたら前例になる。ここで負けると全国の刑務所に波及する。あちこちで面会を求める裁判が起きるわ  
腰巻きの紐を締め直してかからねば。

けだから、向うも必死というところはあります。』

『結局、裁量というのは非常に曖昧です。曖昧な上におかつ、刑務所ですから非常に権力的な判断の仕方が、ある程度許されていります。

それは法律の作り方の問題でもあつて、監獄法という明治時代につくつた法律をわざわざ改正したにもかかわらず、権利性を認めないまま、大部分を裁量に委ねてしまつた。そうした法律のもとでの解釈ですから、限界が相当ある。

だけど挑戦して、裁量性の枠をはめさせること。それを越えたら違法だ、という線を引きたい。』

『今、監獄法が急旋回して、待遇が悪化しています。勝つことができれば、それを食い止める歯止めになるだろうと思います。

しかし、こちらが勝てば高裁、最高裁判になりますからね。そうするとどんどん悪くなります。上に行けば行くほど。』

——ということなんや。

なかなか手強い裁判やとは思つていただけど、具体的にどう手強いかいうことが、ようわかつってきた。

## 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(抄出)

### 第十一節 外部交通

#### 第一款 受刑者についての留意事項

第一百十条 この節の定めるところにより、受刑者に対し、外部交通(面会、信書の発受及び第百四十六条第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。)を行うことを許し、又はこれを禁止し、差し止め、若しくは制限するに当たっては、適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない。

#### 第二款 面会

##### 第一目 受刑者

###### (面会の相手方)

第一百十一条 刑事施設の長は、受刑者(未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。)に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、第百四十八条第三項又は次節の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

- 一 受刑者の親族
- 二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者
- 三 受刑者の更生保護に關係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者

###### (面会の一時停止及び終了)

第一百十三条 刑事施設の職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、受刑者又は面会の相手方に對し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

- 一 受刑者又は面会の相手方が次のイ又はロのいずれかに該当する行為をするとき。
- イ 次条第一項の規定による制限に違反する行為
- ロ 刑事施設の規律及び秩序を害する行為

二 受刑者又は面会の相手方が次のイからホまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

- イ 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できないもの
- ロ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの
- ハ 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるもの

二 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの

- ホ 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

2 刑事施設の長は、前項の規定により面会が一時停止された場合において、面会を継続させることができないと認めるときは、その面会を終わらせることができる。

# 理由なれ

# 11・28 泉水国賠第一回公判報告

## 理由なき面会不許可が暴露

一一月二八日(月)午後

二時、岐阜地裁三〇二号廷(裁判長・針塚遵)にて、

泉水国賠第二回口頭弁論が行された。

全国からあつまつた傍聴

人はおよそ二〇名。こちら

からの「職質」に、「勉強のため」と目を伏せるその筋の人間も中にはいたが、

廷での出来事をくいりよう

に見守る人の数は期待を下回らなかつた。

本国賄に至つた経緯は本

紙前号掲載の原告意見陳述

に詳しい。岐阜刑務所(所長・浦曾美)による、泉水

博さんとの面会不許可を、

裁量権から逸脱、濫用と

して訴えた裁判——とひと

言だけ説明してから、公判

の報告をしていきたい。

被告席には國側代理人が

横並びに六人。発言はなぜかマスクをつけたままの一

好弘弁護士、山下幸夫弁護士とともに、泉水さん以外すべての顔が並んだ。泉水さんと並んで、泉水さんの近況を伝える見陳述は却下されてしまつたので、日程調整だけで早々に終るのである。

と誰もが考へていたが——しかし、意外にも閉廷までの時間は長かつた。被

告・國側が提出した第一

準備書面の内容的な不備

を、安田・山下両弁護士が指摘。にもかかわらず、

彼らはあくまで対応を拒みつけたからである。

件の書面は、原告九名をなぜ面会不許可としたか、

その理由と根拠となる条文

(主に「処遇法」第一一二条二項)が一示してある。

この二項が示している

かのようない体裁をとつて、

しかしそこに面会を不許可とした、主たる理由を

見つけることは困難であつた。

曰く——「安否」では面

会の理由にならない。第三

者との「仲介人」である。

処遇の不当性をあげつらう

発言をした。果てば、「敷漫

に泉水さんの近況を伝える

記事を書いたため……など

など。いわばそれは理由で

はなく事情(五月雨式の言

いがかり)一覧とも言え

きものだった。

安田弁護士は、反論に値

する、主たる理由、条文の

提示を書面に反映して欲し

い旨、繰り返し要求。また、

原告景を不許可とする裏付

け証拠の中に具体性が乏し

い箇所があると、裁判長自

ら言及する場面すらあつた。

このようない未整理、生煮

えの書面が出てきたのはなぜか。法廷で安田弁護士が指摘した通り、この書面は

今回証拠として提出された、

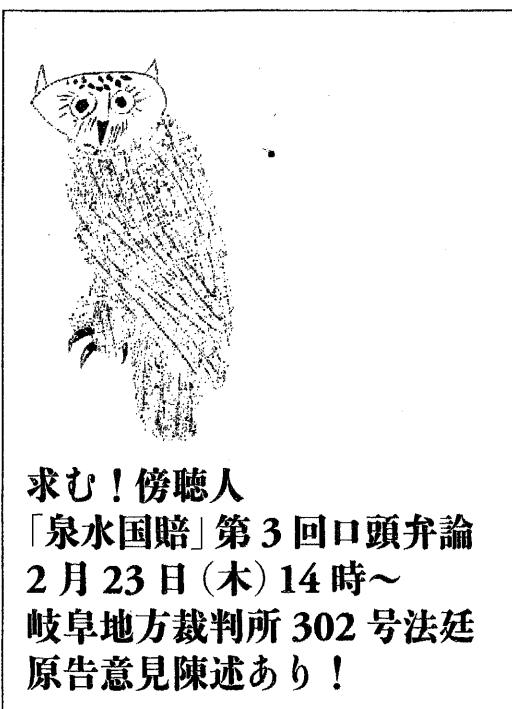
法務事務官守長(石田剛司)

の陳述書をカット&ペ

ーストしながらつくったか

らだろう。そこまで見透かされ、気圧されながらも、

▲『救援』512号（救援連絡センター、2011.12.10）



同意しなかつた。  
さて、今回、國側の立論には特筆すべき点がある。岐阜刑務所は、昨年九月以前は、法の運用を間違つて、と自らの「誤り」を公的に認め、その上で面会不許可の適法性を主張してきている、ということだ。

書面は拙速ながら、態度は「捨て身」。全国の刑事施設での運用に直接影響を及ぼすべき点がある。そこで、彼らがなりふりかまわず、そのように体重をかけてくるのは当然の成り行きのかも知れない。

しかし、改めて書面を見直して愕然とした。泉水さんに對しては、面会を不許可とする理由がいつさい付されおらず、かわりに収容の経緯が記されていた。

次回第二回頭弁論では、異例だとされたながらも、さりげなく原告「名の意旨陳述が実現することになった。

(木)午後二時、岐阜地裁へ向かう。

三〇一号法廷で会おう!

泉水国賄傍聴人

反原発をずっととしてきました。3・11の原発震災には身もだえするくらいに怒り嘆きまくりましたが、その後も怒りと嘆きはつづいたのです。子どもや妊婦を避難させようともしない国。安全基準を緩くして放射能を広くばらまく国。数値をさまかす国、隠す国……。

ところが、国だけではなく裁判所も、でした。「朝日新聞」の「プロメテウスの罠」という連載によれば――

福島原発から四五キロにあるゴルフ場が東京電力に汚染の除去を求めて東京地裁に仮処分を申し立てました。東電は答弁書で「既にその放射性物質はゴルフ場の土地に符合しているはずである。つまり、東電が放射性物質を所有しているわけではない」と主張したのです。

そして、裁判所はゴルフ場の訴えを退けてしまいました。ここまで裁判所も墮落していることを知りました。

どうしてこんなことが許されてしまうのか……そんなやむにやまれぬ思いで行政などを訴えてきているのが現実です。ところが負けてばかりで勝算はごくわずか。

でも、やむにやまれぬ気持ちは抑え込むことができないのです。

これまでグダグダと書いてしまいましたが、私が傍聴に行こうと決めた理由は、現在のこの国の状況に取り巻かれている中、そのやむにやまれぬ気持ちに共感したからです。

やむにやまれぬ気持ちで

早川 しょう、

# 泉水さんのこと

戸平和夫

泉水さんとの最初の出会いは、一九七七年の日本赤軍によるダッカ闘争で獄中から解放された直後でした。泉水さんに於いては、千葉刑務所での獄中決起についての報道などでも知っていました。自らのことを省みず、獄中の仲間のために決起したことを知つてすごい人だと思いました。義理人情に篤い人柄は想像していた通りでした。

私たち日本赤軍の一方的な思いとは別に、人質を救うために釈放に応じた彼の思いは、決起のときと同様のものでした。自分が獄外に出たいという思いではなく、自分が釈放に応じることで人質の生命が救われるならとの思いでした。

当然、奪還した側と彼の側では、その思いのずれがありました。当初、彼は、「革命の名で、殺しやたきが正当化されるのはおかしい」と批判していました。その率直で正当な批判は、七七年に組織として自己批判を明確にしていた私たちにとって非常に重いものでした。自分たちの革命への確信が、非常に狭い主観的なものであると実感させられました。また、その時、泉水さんとともに、闘い、生きていくこうと思いました。

泉水さんとの出会いは、私たちの活動や生活に大きな変化をもたらしました。国外で、地下生活し、活動している私たち

す。

私は、その当時まだ、自分のことしか考えない個人主義から抜け出せなくて、自然に他人のことを思いやれる泉水さんは対照的でした。泉水さんからもよく指摘されることが多くたのです。組織的には、個人主義を思想的に克服する努力がされていたのですが、克服しきれない自分に悩んでいたときで、泉水さんに組織的な思想闘争の意義を説明し、理解をしてもらうときに、そうなりきれていない自分にジレンマを感じながら話していました。泉水さんは、そのような私のあり方にも、それに反発するのではなく、受け入れてくれるやさしさがありました。

その後は、仲間として一緒に闘い生きてきました。泉水さんの人柄は、言葉の通じないパレスチナやその他の国の人々にも、受け入れられ、言葉のまだ話せる私よりも、心が通じていました。

私は、九七年にレバノンで逮捕され、二〇〇〇年に日本へ強制送還されて、二〇〇三年に府中刑務所から出所するまで、先に逮捕され獄中にあった泉水さんとは、長い期間会うことができませんでした。二〇〇七年に直接の文通ができるようになるまで、それまでの四年間は、文通すらできませんでした。

二〇〇八年の八月に初めて面会が出来、再会を果たすことできました。それまで仕事に追われて、救援活動も出来ない状態だったので、申し訳ない気持ちで面会をしました。お互いに年をとつていましたが、以前と同じ笑顔の泉水さんに

ちは、まだ、ほとんどが二〇代で社会性や社会的経験に欠けていました。人民のために、人のために活動しているつもりが、実のところ建前や主観にとどまり、日常の振る舞いは、実は自分のためであつたりすることが多く、そのことが、活動や生活に現れていました。それを当時は、自己批判―相互批判を通して変えていました。泉水さんは積極的な役割をその中で果たしてくれました。

私自身は、当時は、機関紙をつくつたりする任務を分担していました。あれだけ、体が動き、積極的な発言や、批判をしてくれる泉水さんが、いざ文書を書くとなると頭をかかえてしましました。彼の書く文字は非常に達筆でした。生真面目すぎたり、印刷まで、自分たちでやつっていました。私は、そのような仕事の経験はなく、好き勝手なやり方でやつっていました。そのやり方を効率の良いわば当たり前の仕事の仕方に変えてくれました。段取りの重要性をよく教えてくれました。

泉水さんの苦手は、紙に向かつてペンを走らせることでした。あれだけ、体が動き、積極的な発言や、批判をしてくれる泉水さんが、いざ文書を書くとなると頭をかかえてしましました。彼の書く文字は非常に達筆でした。生真面目すぎて、私のように、適当に文字を並べるのができなかつたので

救われた気持ちでした。それと舟橋さんをはじめ、岐阜の地で泉水さんの救援活動をしてこられた皆さんへ感謝しなければならないと思いました。その後毎年一回面会してきました。泉水さんの仮釈放を実現するためには、私との面会や文通が仮釈放を認めない口実にされないように注意をしてきました。

しかし、昨年一月一四日に、突然面会不許可を言い渡されたのです。私の面会で何かこれまで問題があつたのかと、不許可の理由を問いただしても、「あなたには問題はない、しかし、他で問題があつたため、親族以外の面会をすべて認めないことになつたため」としか、説明されませんでした。今回の裁判では、それと違う理由が書かれた準備書面が被告から出されていることにも驚きました。

泉水さんは、姪御さん以外に親族はいません。面会を認めないということは、泉水さんにとって社会との関係を断ち切られることを意味します。

新しい監獄法になつて獄中者が社会とのつながりを持てるようになつたにも拘らず、元へ戻そうとする動きがこの一年で強まっています。泉水国賠訴訟は、泉水さんとどまらず、こうした反動化の流れに、歯止めを掛けるものにしなければならないと思つています。泉水さんとともにこの裁判の勝利をめざしていきましょう。

# 此処では時間だけは社会並みに進むのですが……

泉水さんは、この「面会不許可」国賠の

(略)

ほかに、「無事故剥奪」「順変」国賠を本人訴訟で闘つておられます。でも、手紙にあらよう書面ひとつ書くのも容易ではない。通信にもなかなか原稿が寄せられない……。それで、いつも便箋七枚びつちり達筆でかかれていた私宛の手紙から、泉水さんでの近況を伝えます。(水田ふう)

大分寒さが増してまいりました。お変わりありませんか。私はちょっとと風邪で苦しむことがありました。長びくことなくどうにか平常態を取り戻しました。十一月が暖かかった故か、ひざ痛に悩まされていますが、これは歳だから仕方ないもの。何とかつき合いをうまくしてゆくよりないです。それでもたまの講堂(雨天運動場)での卓球などに手を出している程ですから丈夫。まだまだ老け込んでしません。

ふうさんの散歩コースのノラちゃん元気かなあ。この寒さの中で……仲間とうまくやつてるかなあ……

【裁判所から来た「無事故剥奪」と「順変」国賠の】釈明命令の懲罰歴、順変申請の申立て等に関する報告書作成のため、当局にその釈明命令を願書に添付して教示願いを出願したのですが、「教示範囲」に当たらぬと教示されませんでした。

これまで全く問題とならないことが、最近は何かと拒否・却下・不許可と採決判断される状況となっています。これも面会拒否の理由同様、前任者(所長以下)の所謂、施策・対応の誤りであつたから改めたという理由とするつもりでしようか?

他人のものならその対象にならないことは当然のことですが、自分自身の懲罰歴や面接日を教えてもらうことに何の問題があるのか。しかも裁判所提出書類資料として必要であるからの旨を示した上でのこと。

二言目には、裁判(訴訟)に関して刑務所は中立的立場を強調する人達……所長苦情申立ての出願を行つたのでその見解を伺つてみましょう。尤も当所に来て十六年

を経ましたが、これまで十回に近い出願を出して唯の一度として所長と直接の面接したことがない……。「面会できたとしても」それが果たしてという疑問を持たれて来た

経緯が多いだけに……一例として過去の会計問題「送られて来た現金が泉水さんに届いていない」しかし、それが発端となつての私のハシスト抗議、人権擁護委への訴えとなつたのですが……裁判に持ち込まない限り、その裏面は絶対に表に出ない訳です。

泣きを見るのは毎度懲役。それを見越してのそうした対応を持つ訳ですから質の悪さは尋常ではない訳です。ま、皆が皆ということではないと思いますが。……またそういう思わないとやつてられません……

此処では時間だけは社会並みに進むのですが、事は遅々として動きません。そのストレスが、一番私達にとつて大きなものであることは確かです。……いつも忙しい便りでごめんなさい。風邪気をつけてくださいね。お元気で。

一〇一一年一二月一二日

## 来信

『泉州国賠通信』及び『泉州博さんのこと』(水田ふう「風」五一号、一〇一・一・一掲載)に寄せられた手紙、葉書から、一部を抄出して、泉州さんと共有したいと思います。

◆改めて泉州さんことを知った思いです。面会を認める、という訴訟をおこす心意気に入ると感じます。長野・Tさん

◆国家権力の諸々の対応、に対する泉州博さんの人柄などなど。私なら多分、「アンタが来んと人質が……」と言われてもよう行かんやろし。私にはどんな力もないと思うから。泉州さんという人は、人間のことを第一に考えてしまう人なのだ、と出国後の言動を読んでも思つた。レベルは全然違うけど、そういう人つて実際に私らのまわりにいるつて、この年になつて知つた。

◆泉水さんは松下氏の本を読んでいました。三重・Oさん

◆裁判所から来た「無事故剥奪」と「順変」国賠の】釈明命令の懲罰歴、順変申請の申立て等に関する報告書作成のため、当局にその釈明命令を願書に添付して教示願いを出願したのですが、「教示範囲」に当たらぬと教示されませんでした。

【裁判所から来た「無事故剥奪」と「順変」国賠の】釈明命令の懲罰歴、順変申請の申立て等に関する報告書作成のため、当局にその釈明命令を願書に添付して教示願いを出願したのですが、「教示範囲」に当たらぬと教示されませんでした。

◆初めて知ることだったので、図書館で松下竜一さんの本を借りて読みました。福岡・Nさん

◆泉州博さんが受けたさまざまの理不尽がよくわかりました。刑務所の待遇の改善は、刑事犯泉州博士に對してだけではありません。日本の行刑のあり方を物語るものであり、裁判闘争に希望をつなぎたいです。兵庫・Kさん

◆鎌田慧さんのコラムで読んでいたけれど、よく知らなかつたです。たけれど、よく知らなかつたです。読んで胸がゆすぶられる思いがしました。千葉・Oさん

◆新聞等ではわからない真実を知り暗然とします。東京・Nさん

◆泉州博さんのこと、よくよく理解できました。なぜ多くの受刑者がから彼が選ばれたのか、全くわからなかつたからです。法改正され

◆そういうれば、あの人か、と思い出す。フクザツな経緯がわかりやすく書かれていて敬服です。役人は法規を破れるのだな。

◆重かつた。でも超喜劇が書きたくもなっています。東京・Uさん

◆受刑者の人権については世の無関心をいいことに、弱い者いじめが堂々とまかり通つてゐるのにはあきれます。

◆そんな理屈にあわないこと、許しません! 人の心をもてあそぶ

◆公判では陳述も聞け、記者会見での発言もそれぞれでおもしろい季節に傍聴しようかと思つています。岐阜・Mさん

◆刑務所のやりたい放題ぶりには改めて驚かされました。裁判所の

◆絶対権力者。ぶりには怒りを感じることが多かつたので、この度の訴訟、応援します。東京・Yさん

◆夢中で読み切りました。パレスチナにかかわりのある人は、何とあります。泉州さんの男氣のようになります。泉州さんの男氣のようになります。泉州さんの男氣のようになります。

◆世の中にはほんとうに数奇な運命をたどる人がいるのですね。奈良・Kさん

◆彼もそのうちの一人だと思

◆彼もそのうちの一人だと思います。私も一人ひとりに語つてみたいと思います。埼玉・Oさん

◆心を動かされています。「旧法」から「新法」に変わつて、受刑者の

◆面会の権利が剥奪されたとのことにおどろきました。まったく逆

行ですね。「なぜ?」という問い合わせない答えないという、むきだ

編集後記

今年はやけに寒さが身にこたえる。歳をとったせいかとも思ったが、去年、一昨年と気温を比べてみて今年はやはり寒いようだ。

去年の1月27日、岐阜刑務所へ泉水さんの面会に行った。刑務所は岐阜市の郊外、山すそにあり、冬場はけっこう寒いと聞く。

面会は不許可となり、応対した庶務課長らしき人物はその理由を明確に答えなかつた。そればかりか、私たち還暦過ぎの年寄り3人に対し屈強な職員十数名が隊列を組んで現れ、そのあとにはパトカー数台と警官が来る始末。

こちらも少々大きな声は出したが、まあ、こんなことで大げさなことだと思った。刑務所門前でのやりとり数時間、日が陰ってきて寒くなつた覚えがある。

2ヶ月ほど前に今年度の『犯罪白書』が公表され、その中に少年院出所者の追跡調査をした項目がある。全体として再犯者率が増える傾向にあり、それに対して法務省が再犯防止には若年者への対策が必要として、初の調査をしたとある。白書では様々な調査報告がなされているのだが、「朝日新聞」がこの面会回数の差による再犯率の項目を特に取り上げて記事としていた。

『少年院在院中の親族の面会回数別にその後の刑事処分状況をみると、短期処遇では面会回数により大きな差異はなかったが、長期処遇の者では、親族との面会が全くなかったか、1回にとどめた者は、2回以上の者に比べて、実刑になった者の比率が顕著に高かった。長期にわたって面会が乏しいことは、家族関係の維持・調整等に困難をもたらすことが多く、出院後の本人の生活に対する監督と生活の安定に影響を与えるものと考えられる。

面会が1回以下の者は、出院後40.7%が実刑判決を受けた犯罪を再び犯しているが、2回以上の者は、18.3%にとどまっている。』(『犯罪白書 平成23年度版』から要約)

ようするに面会の回数が多い者の方が、その後犯罪を重ねる可能性が低いということだ。

これは未成年で少年院に入った者の調査ではあるが、成人の刑務所でも同様のことが言えるのではないだろうか。人は他者と社会つながり、自分の存在が認められていることで希望を持つこともできるし、生きていけるのだと思う。手紙や面会などがあることによって社会とのつながりが確認できるのである。そんな当たり前のことが行刑当局にはわからないのだろうか。（亜人）

◆ 泉水さんがつかまつたままでいることです。 北海道・Hさん  
日、高江のヘリパッド建設の抗議行動に行つたら、警察が法的根拠でやつてくるのですね。私も先づ立ちはだかつていて、アメリカからない法的根拠のないこと、平気でやつてくるのですね。私も先づ立ちはだかつていて、アメリカでやつてしまつたこと、こういうよくわからないことがあります。また、面会できなくなってしまったこと、こういうよくわからないことがあります。

◆安田さんがいれば面白く聞えそうですね。  
◆人のつながりや信用って、人から人へだと、つくづく思います。この人が言う事ならちよつと考えてみようかと思うし、なるほど、と思いました。

◆毎日、楽しい楽しい、とくらして  
いて、恥ずかしいほど、すっかり  
りと泉水さんのことなど忘れて  
ました。年のはじめに読めてよ  
かつた。S家必読文書として、部  
屋においてます。五分の三が読み  
ました。ケーサツはロクなことせ  
んけど、今、息子たちに、「ホレ、  
人が一人だな。  
熊本・Yさん  
うなずいたりもする。ほんと、一

あの時の「おじさん」「水田注・たぶん泉水さん」のことでいっせいに「さが入った時のこと」と、近しい人の様に言っているのがふしぎです。息子らと、何か、自分にかかる人として、泉水さんの人生にふれている様子は、これまたふしげです。

# 求む！傍聴人

原告意見陳述あり！

泉水博さんとの  
獄中獄外交通権回復のための  
国家賠償請求共同訴訟

【第3回口頭弁論】

日時：2012年2月23日(木)14時～

場所：岐阜地方裁判所

## カンパ先

郵便振替

口座名称：泉水国賠通信編集会議

口座番号：00130-3-418009

## 泉水国賠通信 n-ro1

発行日 2012年1月26日

発 行 泉水国賠通信編集人

連絡先 〒105-0004

東京都港区新橋 2-8-16 石田ビル5階

救援連絡センター 気付